



佐賀県公報

平成19年
3月30日
(金曜日)
号外第3号

目次

規則

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- ◎災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (三〇・消防防災課) 三
- ◎佐賀県土木事務所設置規則の一部を改正する規則 (三一・県土づくり本部) 三
- ◎佐賀県農林事務所管理規則の一部を改正する規則 (三二・) 四
- ◎佐賀県ダム事務所管理規則の一部を改正する規則 (三三・) 四
- ◎建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (三四・建築住宅課) 五
- ◎佐賀県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則 (三五・港湾課) 五
- ◎地方自治法の一部改正に伴う佐賀県規則の整理に関する規則 (三六・職員課) 六
- ◎外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則の一部を改正する規則 (三七・) 七
- ◎佐賀県税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (三八・税務課) 七
- ◎狩猟税証紙徴収規則の一部を改正する規則 (三九・) 八
- ◎佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則 (四〇・) 九
- ◎佐賀県核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則 (四一・) 三
- ◎佐賀県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する条例 (四二・) 三

公布された規則のあらまし

○災害救助法施行細則の一部を改正する規則(規則第三〇号)
1 学校教育法の改正に伴い、盲学校、ろう学校及び養護学校を特別支援学校に改めることとした。(別表第一関係)

- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、平成一九年四月一日から施行することとした。
- 佐賀県土木事務所設置規則の一部を改正する規則(規則第三一号)
1 伊万里土木事務所にダム建設課を、佐賀土木事務所所有明海沿岸道路整備室に用地課、企画調査課及び建設課を置くとともに、鳥栖土木事務所の道路河川課を廃止し同事務所に道路河川・流通団地課を置くこととした。(第三条関係)
- 2 鳥栖土木事務所道路河川・流通団地課、伊万里土木事務所ダム建設課及び佐賀土木事務所所有明海沿岸道路整備室各課の分掌事務を定めることとした。(第四条関係)
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この規則は、平成一九年四月一日から施行することとした。
- 佐賀県農林事務所管理規則の一部を改正する規則(規則第三二号)
1 唐津農林事務所の農地整備課を廃止するとともに、県営畑地帯総合整備事業に関する事務及び国営上場土地改良事業の調査推進に関する事務を同事務所の農村環境課において行うこととした。(第三条及び第四条関係)
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、平成一九年四月一日から施行することとした。
- 佐賀県ダム事務所管理規則の一部を改正する規則(規則第三三号)
1 題名を佐賀県ダム管理事務所管理規則に改正することとした。(題名関係)
- 2 ダム事務所の名称をダム管理事務所に改めることとした。(第一条関係)
- 3 ダム管理事務所においてダムの管理(操作及び維持に限る。)に特化した業務を行うことするとともに、所要の改正を行うこととした。(第三条、第四条及び別表関係)
- 4 この規則は、平成一九年四月一日から施行することとした。
- 建築基準法施行細則の一部を改正する規則(規則第三四号)
1 エレベーター及びエスカレーター並びに建築基準法施行令第一三八条第二

項各号に規定する工作物の定期報告の時期を改めるとともに、定期報告に係る検査を報告の日前二月以内に行わなければならないこととした。(第七条関係)

2 地方自治法が改正され、吏員及びその他の職員の区分が廃止されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。(第一〇条関係)

3 この規則は、平成一九年四月一日から施行することとした。

○佐賀県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則(規則第三五号)

1 可動橋及び歩廊橋に係る使用許可申請書並びに給電施設に係る使用許可申請書の様式を定めることとした。(第三条、様式第八号その三及び様式第一〇号その二関係)

2 この規則は、平成一九年四月一日から施行することとした。

○地方自治法の一部改正に伴う佐賀県規則の整理に関する規則(規則第三六号)

1 地方自治法が改正され、出納長を廃止するとともに会計管理者を置くものとされたこと並びに吏員及びその他の職員の区分並びに事務吏員及び技術吏員の区分が廃止されたことに伴い、行政書士法施行細則ほか七規則について所要の改正を行うこととした。

2 この規則は、平成一九年四月一日から施行することとした。

3 出納長の廃止に関し、所要の経過措置を定めることとした。

○外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則の一部を改正する規則(規則第三七号)

1 外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧場所を佐賀県経営支援本部職員課に変更することとした。(第二条関係)

2 この規則は、平成一九年四月一日から施行することとした。

○佐賀県条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(規則第三八号)

佐賀県条例の一部を改正する条例の施行期日は、平成一九年四月一日とするものとした。ただし、一部の規定については、平成一九年四月一六日、平成二〇年四月一日、信託法の施行の日又は証券取引法等の一部を改正する法律の

施行の日とするものとした。

○狩猟税証紙徴収規則の一部を改正する規則(規則第三九号)

1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律が改正され、網・わな猟免許が網猟免許及びわな猟免許に分割されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。(様式第一号及び様式第二号関係)

2 この規則は、平成一九年四月一六日から施行することとした。

○佐賀県条例施行規則の一部を改正する規則(規則第四〇号)

1 地方自治法が改正され、出納長を廃止するとともに会計管理者を置くものとされたこと並びに吏員及びその他の職員の区分が廃止されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。(第三条及び様式関係)

2 延滞金額の計算に係る率の表記方法を改めることとした。(様式関係)

3 その他所要の改正を行うこととした。

4 この規則は、平成一九年四月一日から施行することとした。

5 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則(規則第四一号)

1 地方自治法が改正され、出納長を廃止するとともに会計管理者を置くものとされたことに伴い、所要の改正を行うこととした。(様式第二号関係)

2 延滞金額の計算に係る率の表記方法を改めることとした。(様式第三号関係)

3 この規則は、平成一九年四月一日から施行することとした。

4 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則(規則第四二号)

1 延滞金額の計算に係る率の表記方法を改めることとした。(様式第二〇号関係)

2 地方自治法が改正され、出納長を廃止するとともに会計管理者を置くものとされたことに伴い、所要の改正を行うこととした。(様式第二二号関係)

3 この規則は、平成一九年四月一日から施行することとした。

4 所要の経過措置を定めることとした。

○ 規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県規則第三十号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（平成三年佐賀県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の7の項の「中」中「盲学校、ろう学校及び養護学校（以下「特殊教育諸学校」という。）を「特別支援学校」とし、「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改める。

様式第十三号の表中「(註)」を削り、同様式の裏を削る。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

佐賀県土木事務所設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県規則第三十一号

佐賀県土木事務所設置規則の一部を改正する規則

佐賀県土木事務所設置規則（昭和二十九年佐賀県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「有明海沿岸道路整備室及び」を削り、「鳥栖土木事務所に流通業務団地課」を「伊万里土木事務所にダム建設課」に改め、同条第九項中「神埼及び鳥栖の各土木事務所」を「神埼土木事務所」に改め、同条に次の三

項を加える。

10 鳥栖土木事務所にあつては、第一項に規定する工務課に代えて道路河川・流通団地課を置く。

11 前各項に定めるもののほか、佐賀土木事務所到有明海沿岸道路整備室を置く。

12 前項の有明海沿岸道路整備室に次の課を置く。

一 用地課

二 企画調査課

三 建設課

第四条第一項の管理課の分掌事務の第三号中「及び横竹ダム」を「横竹ダム及び中木庭ダム」に改め、同課の分掌事務の第十一号及び第十二号を次のように改める。

十一 独立行政法人住宅金融支援機構の委託業務に関する事。

十二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）に関する事（建築物に関するものに限る。）。

第四条第二項の用地第一課の分掌事務中「及び用地第三課」を「、用地第三課及び有明海沿岸道路整備室用地課」に改め、同条第十二項中「神埼及び鳥栖の各土木事務所」を「神埼土木事務所」に改め、同条中第十六項を第十七項とし、同条に次の一項を加える。

18 佐賀土木事務所の有明海沿岸道路整備室各課の分掌事務は、次のとおりとする。

用地課

第一項の用地課の各号に掲げる事務（前項各号に掲げる道路に係るものに限る。）に関する事。

企画調査課

前項各号に掲げる道路の計画及び調査に関する事。

建設課

前項各号に掲げる道路の整備に関すること。
 第四条第十五項を削り、第十四項を第十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

16 伊万里土木事務所のダム建設課の分掌事務は、井手口川ダムの建設に関することとする。

第四条第十三項第三号及び第四号を次のように改め、同項を同条第十四項とする。

三 独立行政法人住宅金融支援機構の委託業務に関すること。

四 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に関すること
 (建築物に関するものに限る。)

第十四条第十二項の次に次の一項を加える。

13 鳥栖土木事務所の道路河川・流通団地課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 第一項の工務課の各号に掲げる事務に関すること。

二 流通業務団地の整備に関すること。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

佐賀県農林事務所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第三十二号

佐賀県農林事務所管理規則の一部を改正する規則

佐賀県農林事務所管理規則(昭和四十年佐賀県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表の唐津農林事務所の項中

農村環境課	を	農村環境
農地整備課		

課」に改める。

第四条第二項第十三号中「(唐津農林事務所を除く。)」を削り、同項第十九号の次に次の一号を加える。

十九の三 国営上場土地改良事業の調査推進に関すること(唐津農林事務所に限る。)

第四条第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

佐賀県ダム事務所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第三十三号

佐賀県ダム事務所管理規則の一部を改正する規則

佐賀県ダム事務所管理規則(昭和四十四年佐賀県規則第五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

佐賀県ダム管理事務所管理規則

第一条中「開発調査、建設及び」を削り、「ダム事務所」を「ダム管理事務所」に改める。

第三条中「工務管理課」を「施設管理課」に改める。

第四条の工務管理課の分掌事務及び同課の課名を削り、総務課の分掌事務の次に次のように加える。

施設管理課

伊岐佐ダム、平木場ダム、有田ダム、竜門ダム、都川内ダム、本部ダム、矢筈ダム、狩立・日ノ峯ダム、岩屋川内ダム、深浦ダム、横竹ダム及び中木庭ダムの管理(操作及び維持に限る。)に関すること。

別表中「西部地区ダム事務所」を「ダム管理事務所」に改め、「開発調査、

建設及び」を削る。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第三十四号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和三十六年佐賀県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「毎年の四月一日から十二月三十一日まで」を「毎年の四月一日から翌年三月三十一日(同日前に法第七条第五項若しくは第七条の二第五項の規定による検査済証の交付を受けた日又は前回の報告の日から起算して一年を経過する日がある場合は、当該経過する日の属する月の末日)まで」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 法第十二条第三項の規定による検査は、同項の規定による報告の日前二月以内に行わなければならない。

第十条第二項中「吏員」を「職員」に改める。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

佐賀県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第三十五号

佐賀県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県港湾管理条例施行規則(昭和四十八年佐賀県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「物揚場」の下に「可動橋、歩廊橋」を加え、同項第三号中「貯木場」の下に「給電施設」を加え、同条第三項中「様式第八号その三」の下に「(可動橋及び歩廊橋に係る使用許可申請を除く。)」を加える。

様式第八号その三中

「岸壁 使用許可申請書(定期渡航船)

物揚場

「岸壁

物揚場 使用許可申請書(定期渡航船)

可動橋

歩廊橋

「又は物揚場」を「、物揚場、可動橋又は歩廊橋」に改める。

様式第十号その二中

「野積場付属施設(冷凍コンテナコンテナ) 使用許可申請書」を

「野積場付属施設(冷凍コンテナコンテナ)

給電 施設 使用許可申請書」に

「2 コンテナ番号

3 使用期間 年 月 日 時から 年 月 日 時まで 時間」を

「2 船名 丸

3 コンテナ番号 年 月 日 時から 年 月 日 時まで 時間」に改める。

4 使用期間

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

地方自治法の一部改正に伴う佐賀県規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第三十六号

地方自治法の一部改正に伴う佐賀県規則の整理に関する規則

(行政書士法施行細則の一部改正)

第一条 行政書士法施行細則(昭和二十六年佐賀県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

様式第四の表中「(第)」を削り、同様式の裏を削る。

(児童福祉法等施行細則の一部改正)

第二条 児童福祉法等施行細則(平成十年佐賀県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

様式第五号の表中「(第)」を削り、「(第)」を「(第)」に改め、同様式の裏を削る。

(佐賀県種畜検査施行規則の一部改正)

第三条 佐賀県種畜検査施行規則(昭和三十四年佐賀県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

第一条の二中「及び家畜保健衛生所に勤務する技術吏員並びに農林事務所
に勤務する技術吏員」を「家畜保健衛生所及び農林事務所に勤務する職員」
に改める。

(佐賀県職員等の旅費支給規則の一部改正)

第四条 佐賀県職員等の旅費支給規則(昭和二十九年佐賀県規則第二十号)の
一部を次のように改正する。

別記様式第四号、別記様式第五号及び別記様式第六号中「(第)」を「(第)」
に改める。

(職の設置等に関する規則の一部改正)

第五条 職の設置等に関する規則(昭和三十二年佐賀県規則第六十九号)の一
部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

職の設置に関する規則

第一条の見出しを削り、同条中「の属する」を「に属する」に改め、「及
び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十二条に規定するその
他の職員の種類」を削り、「この規則の定めるところによる」を「別表に掲
げるとおりとする」に改め、同条の条名を削る。

第二条から第四条までを削る。

別表を次のように改める。

別表

主幹、主査、副主査、社会福祉主事、福祉主幹、福祉副主幹、身体障害者福祉司、
児童福祉司、専門寮母、主任寮母、寮母、医療監視員、環境衛生指導員、環境衛
生監視員、麻薬取締員、薬事監視員、漁業監督吏員、小作主事、道路監視員、建
築主事、建築監視員、住宅監視員、主任職業訓練指導員、職業訓練指導員、知的
障害者福祉司、主任教官、消防教官、専門職業指導員、主任職業指導員、職業指
導員、誘致企業永続支援員、永続事業推進員、統括福祉主任監、主席福祉主任監、
福祉主任監、統括用地主任監、主席用地主任監、用地主任監、統括事務主任監、
主席事務主任監、事務主任監、統括会計・監査主任監、主席会計・監査主任監、
会計・監査主任監、主事、査察指導員、専門児童指導員、主任児童指導員、児童
指導員、専門児童自立支援専門員、主任児童自立支援専門員、児童自立支援専門
員、専門児童生活支援員、主任児童生活支援員、児童生活支援員、専門保育士、
主任保育士、保育士、主任生活指導員、生活指導員、専門心理判定員、特別心理
判定員、心理判定員、技師、食品衛生監視員、医師、歯科医師、専門薬剤師、主
任薬剤師、薬剤師、主任獣医師、獣医師、主任診療放射線技師、診療放射線技師、
主任歯科衛生士、歯科衛生士、主任保健師、保健師、主任助産師、助産師、主任
看護師、看護師、主任栄養士、栄養士、栄養指導員、と畜検査員、狂犬病予防員、
主任専門技術員、専門技術員、水産業改良普及員、船長、機関長、航海士、機関
士、農業改良研究員、農業改良普及員、生活改良普及員、森林害虫防除員、地方
種畜検査委員、家畜防疫員、主任臨床検査技師、臨床検査技師、主任臨床工学技
士、臨床工学技士、主任理学療法士、理学療法士、作業療法士、主任あん摩マッ

サージ指匠師、あん摩マツサージ指匠師、専門研究員、特別研究員、研究員、林業改良指導員、主任准看護師、准看護師、主任運転技術員、副主任運転技術員、運転技術員、主任船舶技術員、副主任船舶技術員、船舶技術員、主任汽かん技術員、副主任汽かん技術員、汽かん技術員、主任技能技術員、副主任技能技術員、技能技術員、主任電話交換手、副主任電話交換手、電話交換手、主任調理員、副主任調理員、調理員、主任農業技術員、副主任農業技術員、農業技術員、主任道路路補修員、副主任道路路補修員、道路路補修員、主任行政技術員、副主任行政技術員、行政技術員、主任守衛、副主任守衛、守衛、主任港湾巡視員、副主任港湾巡視員、港湾巡視員、主任業務技術員、副主任業務技術員、業務技術員

(佐賀県恩給金支払事務取扱規則の一部改正)

第六条 佐賀県恩給金支払事務取扱規則(昭和五十年佐賀県規則第三十二号)

の一部を次のように改正する。

第四条第二項及び第三項、第五条第二項、第六条第一項並びに第七条第一項及び第二項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

様式第二号中「~~出納長~~」を「~~出納局長~~」に改める。

(佐賀県証紙代金収納計器取扱規則の一部改正)

第七条 佐賀県証紙代金収納計器取扱規則(昭和四十六年佐賀県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

様式第十七号中「~~出納長~~」を「~~出納局長~~」に改める。

(佐賀県公有財産規則の一部改正)

第八条 佐賀県公有財産規則(昭和四十年佐賀県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第三条及び第三十七条中「出納長」を「出納局長」に改める。

様式第二十四号、別表第一及び別表第二中「~~出納長~~」を「~~出納局長~~」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十三号)附則第三条第一項の規定により出納長が在職する場合には、この規則による改正後の佐賀県職員等の旅費支給規則、佐賀県恩給金支払事務取扱規則、佐賀県証紙代金収納計器取扱規則及び佐賀県公有財産規則の規定にかかわらず、その任期中に限り、出納長に係る規定の適用については、なお従前の例による。

外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第三十七号

外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則の一部を改正する規則

外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則(平成十一年佐賀県規則第四号)の一部を次のとおり改正する。

第二条中「佐賀県監査委員事務局」を「佐賀県経営支援本部職員課」に改める。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

佐賀県税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第三十八号

佐賀県税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

平成十九年三月三十日

●佐賀県規則第三十八号

佐賀県税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

佐賀県税条例の一部を改正する条例(平成十九年佐賀県条例第二十五号。以下「改正条例」という。)の施行期日は、平成十九年四月一日とする。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 佐賀県税条例(昭和三十年佐賀県条例第二十三号)第六十五条第一項及び第六十九条第二項の改正規定並びに改正条例附則第六条の規定 平成十九年四月十六日

二 佐賀県税条例附則第五条の五第一項及び第九条の改正規定 平成二十年四月一日

三 佐賀県税条例第三十条及び第四十六条の四の改正規定、同条例第四十七条の改正規定(同条第一項第一号口中「第二十九条」を「第二十二項」に改める部分を除く。)、同条例第四十七条の二の改正規定、同条例第四十八条第三項を削る改正規定、同条例第四十九条、第五十一条の三及び第五十六条の二の改正規定並びに同条例附則第五条第一項及び第十四条の二の改正規定並びに改正条例附則第七条の規定 信託法(平成十八年法律第百八号)の施行の日

四 佐賀県税条例第四十六条の二十一の改正規定及び同条例第四十七条の改正規定(同条第一項第一号口中「第二条第十九項」を「第二十二項」に改める部分に限る。) 証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)の施行の日

狩猟税証紙徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

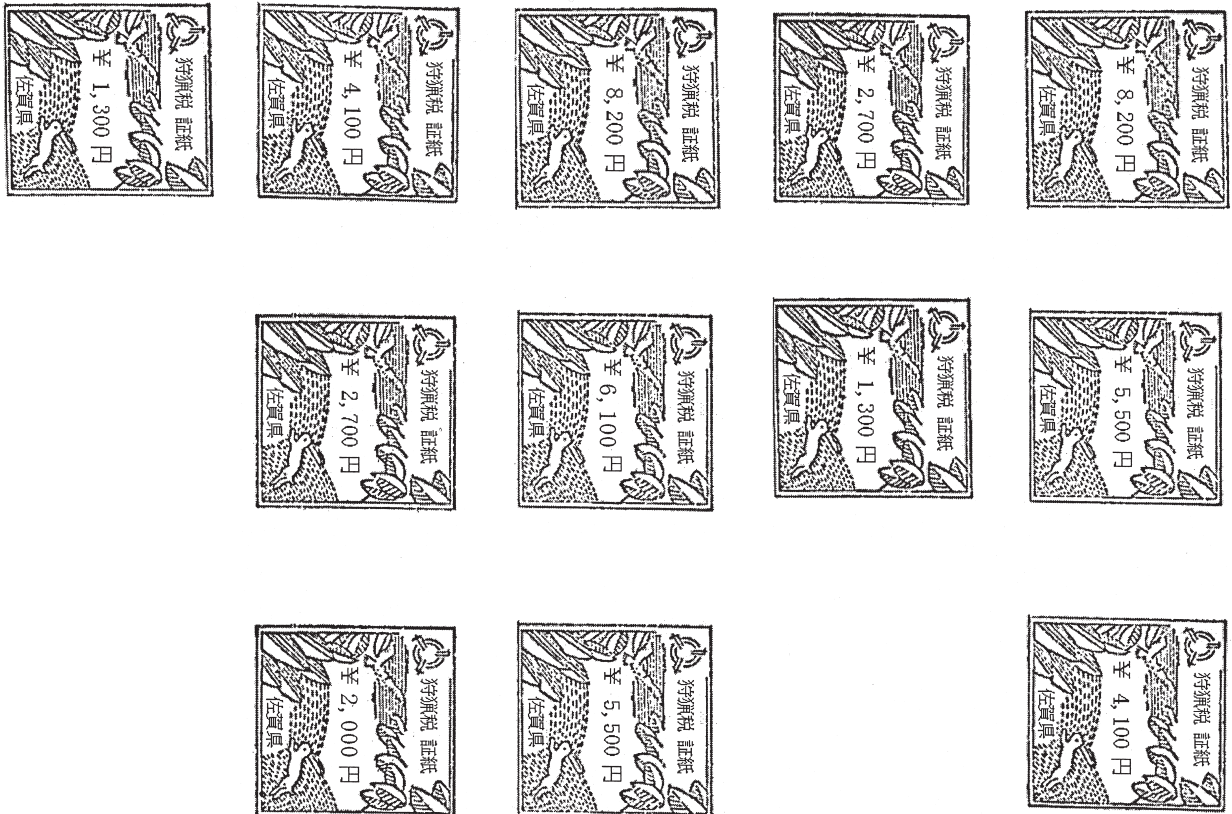
佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第三十九号

狩猟税証紙徴収規則の一部を改正する規則

狩猟税証紙徴収規則(昭和二十九年佐賀県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中



に

を

おのり。

「網・わな 第一種」や「第一種 網 わな」は、

(A) (B)及び(C)以外の狩猟者の登録	1	網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録(次号に掲げる登録を除く。)	16,500
	2	◎の欄の(1)から(3)までのいずれかに該当する者が受ける網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録	11,000
(B) 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録	3	第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録	5,500
	4	網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録(次号に掲げる登録を除く。)	4,100
(C) (B)の狩猟者の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録	5	◎の欄の(1)から(3)までのいずれかに該当する者が受ける網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録	2,700
	6	第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録	1,300
	7	網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録(次号に掲げる登録を除く。)	12,300
	8	◎の欄の(1)から(3)までのいずれかに該当する者が受ける網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録	8,200
	9	第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録	4,100

や

1	第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録(次号に掲げる登録を除く。)	16,500
2	◎の欄の(1)から(3)までのいずれかに該当する者が受ける第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録	11,000
3	網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録(次号に掲げる登録を除く。)	8,200

4 ◎の欄の(1)から(3)までのいずれかに該当する者が受ける網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録

5,500

5 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録

5,500

次に掲げる登録のいずれかに該当する場合における当該狩猟者の登録

6 (1) 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録

(2) (1)の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録

上記1～5のうち該当する区分の税額に、(1)の場合は4分の1を、(2)の場合は4分の3を、それぞれ乗じて得た金額(100円未満切捨て)

おのり、回送の注の中で「網・わな猟免許又は第一種銃猟免許」や「第一種銃猟免許、網猟免許又はわな猟免許」は、「5」や「4」におのり。

附 則

この規則は、平成十九年四月十六日から施行する。

佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県規則第四十号

佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県税条例施行規則(昭和三十年佐賀県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「県の吏員」を「県職員」に改める。

様式第一号の表中「佐賀県事務吏員」を「佐賀県職員」におのり。

別紙第1

◎ 収入状況報告書の内訳(現年課税分)

① 平成18年度以前賦課分の税額変更に係るもの

税別		調定額			収入額			欠損額	未収入額	収入歩合		備考
		前月まで	本月分	計	前月まで	本月分	計			本月分	前年同期	
県民税	税額	円	円	円	円	円	円	()	円	%	%	
	延滞金											
市町民税	税額							()				
	延滞金											
計	税額							()				
	延滞金											

- 注 1 本表は、平成18年度以前に賦課していた税額を変更した場合で、かつ、増額となつた場合のみその金額を記載すること。
2 平成18年度以前に賦課がなく、平成17年以前の所得に対して平成19年度以後初めて賦課決定するものは除くこと。

② 平成18年度賦課平成19年度歳入分となるもの

税別		調定額			収入額			欠損額	未収入額	収入歩合		備考
		前月まで	本月分	計	前月まで	本月分	計			本月分	前年同期	
県民税	税額	円	円	円	円	円	円	()	円	%	%	
	延滞金											
市町民税	税額							()				
	延滞金											
計	税額							()				
	延滞金											

- 注 1 本表は、平成18年度分の特別徴収税額のうち、地方税法第321条の5の2の規定により平成19年6月10日を納入の期限とするものの額並びに平成19年4月及び5月の月割額を記載すること。
2 本表は、平成19年度のみ使用すること。
3 払込あん分率は、平成19年4月から平成20年3月までの間において払い込むものについては、現年度のあん分率によるものとし、平成20年4月以降において払い込むものについては、平成19年3月31日現在のあん分率によるものとする。

③ 現年課税分で①及び②以外のもの

税別		調定額			収入額			欠損額	未収入額	収入歩合		備考
		前月まで	本月分	計	前月まで	本月分	計			本月分	前年同期	
県民税	税額	円	円	円	円	円	円	()	円	%	%	
	延滞金											
市町民税	税額							()				
	延滞金											
計	税額							()				
	延滞金											

- 注 本表は、平成19年度のみ使用すること。

別紙第2

◎ 収入状況報告書の内訳(滞納繰越分)

① 平成19年度以後の賦課に係るもの
(平成19年度以後の賦課に係るもの)

払込あん分率	
特定	
確定	

税別	区分	調定額			収入額			欠損額	未収入額	収入歩合		備考 (調定増減の事由等)
		前月まで	本月分	計	前月まで	本月分	計			本月分	前年同期	
県が調定した県民税	税額	円	円	円	円	円	円	()	円	%	%	
	延滞金											
市町の台帳に基づく 県民税	税額							()				
	延滞金											
市町 市民税	税額							()				
	延滞金											
計	税額							()				
	延滞金											

注 1 本表は、平成19年度以後に賦課決定を行ったもののうち、平成18年度以前賦課分の税額変更に係るもの(次の②の表に記載したもの)を除いたものを記載すること。
2 払込あん分率は、現年度のあん分率によるものとする。

② 平成19年度以後の賦課に係るもの
(平成18年度以前の賦課に係るもの)

払込あん分率	
特定	
確定	

税別	区分	調定額			収入額			欠損額	未収入額	収入歩合		備考 (調定増減の事由等)
		前月まで	本月分	計	前月まで	本月分	計			本月分	前年同期	
県が調定した県民税	税額	円	円	円	円	円	円	()	円	%	%	
	延滞金											
市町の台帳に基づく 県民税	税額							()				
	延滞金											
市町 市民税	税額							()				
	延滞金											
計	税額							()				
	延滞金											

注 1 平成20年6月以後、前年度中に別紙第1の①に記載していたもののうち、滞納繰越となつたもののみ、本表に加算すること。
2 払込あん分率は、現年度のあん分率によるものとする。

③ 平成18年度以前の賦課に係るもの

払込あん分率	
確定	

税別	区分	調定額			収入額			欠損額	未収入額	収入歩合		備考 (調定増減の事由等)
		前月まで	本月分	計	前月まで	本月分	計			本月分	前年同期	
県が調定した県民税	税額	円	円	円	円	円	円	()	円	%	%	
	延滞金											
市町の台帳に基づく 県民税	税額							()				
	延滞金											
市町 市民税	税額							()				
	延滞金											
計	税額							()				
	延滞金											

注 1 本表は、平成18年度以前に賦課決定を行ったものを記載すること。
2 平成20年6月以後、平成19年度中に別紙第1の②に記載していたもののうち、滞納繰越となつたもののみ、本表に加算すること。
3 平成19年4月から平成24年3月までの間において払い込むものについては、平成19年3月31日現在のあん分率によるものとする。

様式第七号を次のように改める。

様式第7号

徴 収 取 扱 費 の 計 算 書

年 月 日

県税事務所長 様

市町長

印

佐賀県税条例第39条第2項の規定により、次のとおり提出します。

(自 月 ~ 至 月)

個人の県民税の納税義務者数を条例で定めた金額に乗じて得た金額		(イ)	円		
市町が徴収した個人の県民税に係る地方団体の徴収金を過誤納によつて市町が歳出還付し、又は充当した場合におけるその過誤納金に相当する金額		(ロ)	円		
市町が歳出還付し、又は充当した過誤納金に係る還付加算金に相当する金額		(ハ)	円		
地方税法第321条第2項の規定により交付した県民税の納期前の納付に対する報奨金の額に相当する金額		(ニ)	円		
所得割から控除しきれなかつた県が還付すべき配当割額又は株式等譲渡所得割額		(ホ)	円		
通知書 の枚数	(ヘ) 枚	条例で定 めた金額	(ト) 60円		
納税通知書の数		条例で定 めた金額	乗じて得た金額		
(イ)～(ト)の合計		(チ)	円		
個人の県民税に係る地方団体の徴収金で県に払い込んだ金額に条例で定めた率を乗じて得た金額		(リ)	円		
(リ)の内訳		合 計	(ヌ) 円		
区 分	月	月	月	合 計	算 定 基 礎
現 年 課 税 分	本税	円	円	円	(A+Bの額) (ル)
	税外 収入				
	計			A	
繰 越 分	本税				$\times \frac{7}{100} =$ 円
	税外 収入				
	計			B	

- 注 1 「(イ)」欄には、別紙第1(G)の額
 「(ロ)」欄には、別紙第2(C)の額
 「(ハ)」欄には、" (D)の額
 「(ニ)」欄には、別紙第3(C)の額
 「(ホ)」欄には、別紙第4(D)の額
 「(ヘ)」欄には、別紙第5(C)の額
 } を計上すること。
- 2 「(リ)」欄には、(リ)の額を記入すること。
- 3 「(リ)の内訳」欄の算定基礎は、4月中提出に係る分については同年1、2、3月の3月間において県に実際に払い込んだ金額とし、以下7月=4、5、6月、10月=7、8、9月、1月=10、11、12月のそれぞれ3月間における事実に基づき記入すること。
- 4 「(リ)の内訳」の区分の月には、県に払い込んだ月を記入すること。
- 5 本表は、県税事務所に2部提出すること。

別紙第1

納税義務者数明細書

(単位：人、円)

		当初賦課 (A)	新たな 賦課決定 (B)	新たな賦課決定の取消 (C)		(D) [(A)+(B)-(C)]	今回交付額等			
				平成19・ 20年度分	平成21年 度以降分					
(前年度) 年度	人員①									
	条例で 定めた 金額②									
	①×②						(E) [(D)-(A)]			
(当該年度) 年度	人員①		/							
	条例で 定めた 金額②									
	①×②									(F) [(A)]
							(G) [E + F]			

- 注 1 この明細書は、7月に提出する「徴収取扱費の計算書」に添付すること。
 2 平成19年度以後賦課決定を行つたものについて記載すること。
 3 条例で定めた金額の欄には、平成19年度及び平成20年度分については4,000円、平成21年度以後の分については3,000円と記載すること。

別紙第2

過誤納金還付及び加算金明細書

(単位：円)

氏名	年度	期別	納付年月日	還付金等の支出年月日	過誤納金還付金	左の還付金に対する加算金	備考
計					(A)	(B)	
県民税の過誤納金還付相当額				(A)	あん分率	(C)	
					×	=	
県民税の同上加算金相当額				(B)	あん分率	(D)	
					×	=	

- 注 1 この明細書は、「徴収取扱費の計算書」に添付すること。
- 2 「過誤納金還付金」、「左の還付金に対する加算金」の欄には、市町民税及び県民税の合計額を記入すること。
 なお、延滞金の還付があるときは、その額を本税と合わせて記入すること。
- 3 「還付金等の支出年月日」の欄には、過誤納金還付金及び還付加算金を実際に支出した日を記入し、あん分率は、その支出した日の属する月の末日現在におけるものを記入すること。
- 4 4月及び7月の提出分においてあん分率が異なる場合は、その異なるごとに分けて作成すること。

納期前の納付に対する報獎金計算明細書

市町

交 付 月	前 納 人 員	市町民税 県民税 前 納 額	前 納 報 奨 金
年 月			
年 月			
年 月			
計			
あ ん 分 分		率	
県 民 税 分 前 納 報 奨 金			(A)×(B) (C)

別紙第4

地方税法第37条の3の規定により控除されるべき額で、同条の所得割の額から控除することができなかつた金額の明細書

（単位：円）

還付又は 充当月	配当割額及び 株式等譲渡所得割額 A	所得割額 B	控除することが できなかつた額 C (A - B)
月			
月			
月			
合計			D

別紙第5

納税通知書枚数明細書

普通徴収による納税通知書の枚数	月	月	月	合計
(ア) 定期課税に係る税額を徴収するため、第1期分の納期までに交付(公示送達含む。以下同じ。)した納税通知書 (上記以後に交付した新規課税に係るものを含む。)				
(イ) 既に賦課した税額に変更を生じた場合の税額変更通知書				
(ウ) 地方税法第321条の3第3項及び地方税法第321条の7第1項の規定により、特別徴収から普通徴収へ切り替えたために交付した納税通知書				
(エ) 地方税法第328条の13の規定により退職所得の分離課税に係る所得割を普通徴収により徴収するために交付した納税通知書				
合計				(A)
特別徴収義務者を經由して納税義務者に交付した通知書の枚数	月	月	月	合計
(ア) 地方税法第321条の4第1項、第3項及び第5項(特別徴収税額の通知、特別徴収税額の期日後の通知及び特別徴収の継続)の規定により特別徴収義務者を經由して納税義務者に交付した通知書				
(イ) 地方税法第321条の6第1項(特別徴収税額の変更)の規定により特別徴収義務者を經由して納税義務者に交付した通知書				
(ウ) 地方税法第328条の9(分離課税に係る所得割の更正又は決定)の規定により特別徴収義務者に交付した通知書				
合計				(B)

注 この明細書は、平成18年度以前に賦課決定を行ったものについて通知書を発送した場合に記載すること。

(C)((A)+(B))

割合」や「地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合の適用があるときは、当該特例基準割合」と定める。

様式第六十七号の(イ)中「佐賀県出納長」や「佐賀県会計管理者」とある(イ)「当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時に公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合を満たさない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合」と「地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合の適用があるときは、当該特例基準割合」と定める。

様式第六十九号の(イ)中「当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合を満たさない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合」と「地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合の適用があるときは、当該特例基準割合」と定める。

様式第七十号の(イ)中「佐賀県出納長」や「佐賀県会計管理者」とある(イ)「当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合を満たさない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合」と「地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合の適用があるときは、当該特例基準割合」と定める。

様式第七十五号及び様式第九十九号中「当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合を満たさない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合」と「地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合の適用があるときは、当該特例基準割合」と定める。

様式第一号の(一)の(イ)様式第一号の(二)の(イ)様式第一号の(三)様式第一号の(四)の(イ)様式第一号の(六)の(イ)中「佐賀県出納長」を「佐賀県会計管理者」と定める。

様式第一号の(七)及び様式第一号の(八)中「佐賀県出納長」や「佐賀県会計管理者」と「当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合を満たさない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合」と「地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合の適用があるときは、当該特例基準割合」と定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

(徴税吏員証
検税吏員証)に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の佐賀県税条例施行規則(以下「旧規則」という。)第三条第四項の規定により交付を受けた徴税吏員証は、この規則による改正後の佐賀県税条例施行規則(以下「新規則」という。)第三条第四項の規定により交付を受けた徴税吏員証とみなす。

(出納長に関する経過措置)

3 この規則の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十三号)附則第三条第一項の規定により出納長が在職する場合には、新規則の規定にかかわらず、その任期中に限り、出納長に係る規定の適用については、なお従前の例による。

(様式に関する経過措置)

4 平成十八年度分の個人の県民税の賦課徴収に関する報告に係る様式については、なお従前の例による。

5 新規則第三十九条第二項の規定により平成十九年四月に市町の長が知事に送付する様式については、なお従前の例による。

6 旧規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

佐賀県核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第四十一号

佐賀県核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県核燃料税条例施行規則(平成十六年佐賀県規則第四号)の一部を次のように改正する。

様式第二号中「佐賀県田納長」を「佐賀県会計管理者」に改める。

様式第三号中「当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合」を

「地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合の適用があるときは、当該特例基準割合」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十三号)附則第三条第一項の規定により出納長が在職する場合においては、この規則による改正後の佐賀県核燃料税条例施行規則の規定にかかわらず、その任期中に限り、出納長に係る規定の適用については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の佐賀県核燃料税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

佐賀県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第四十二号

佐賀県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県産業廃棄物税条例施行規則(平成十七年佐賀県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

様式第二十号中「当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合」を

「地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合の適用があるときは、当該特例基準割合」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十三号)附則第三条第一項の規定により出納長が在職する場合においては、この規則による改正後の佐賀県産業廃棄物税条例施行規則の規定にかかわらず、その任期中に限り、出納長に係る規定の適用については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の佐賀県産業廃棄物税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十九年三月三十日印刷及び発行
佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷

